

R3 要望書に対する回答（堺社会保障推進協議会）

1 医療・国民健康保険に関して

①新型コロナウイルスによる医療崩壊をもたらした公立・公的病院の再編統合やベッド数の削減・保健所の統廃合を見直し、災害や感染症の対策として市民の命を守る医療体制をつくって下さい。

（健康福祉局健康部健康医療推進課）

本市においては、厚生労働省からの公立・公的病院の再編統合など具体的対応方針の再検証の要請について、再検証要請病院と選定された病院はありませんでした。今後、厚生労働省において再検証要請病院を選定するかどうかは未定です。

また、本市の公立病院である堺市立総合医療センターは、災害拠点病院や感染症指定医療機関として位置付けられており、市民の命を守る基幹病院として、他の医療機関と協力しながら医療提供体制の充実を図っています。

②マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・ゴーグルなどの医療・介護物資が高騰し、各機関の財政を圧迫しています。必要数を全医療機関・介護事業所等に配布して下さい。また、受診抑制やステイホームの影響で患者・利用者が減る中で経営を圧迫しています。そうした費用の助成を行なって下さい。

（健康福祉局長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害支援課、保健所保健医療課）

医療機関における医療用物資については、第一義的には各医療機関が自ら確保するものであると考えていますが、流行の状況によっては、各自で必要量を確保できない事態も想定されるため、市内医療機関が市民に対して適切な医療を提供できるよう、本市において医療用物資を一定量確保します。

また、本市では、これまでも高齢者施設及び障害福祉サービス事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止やサービス提供の継続のため、マスクや消毒液等の衛生用品を配付しています。

今年度は、4月に新型コロナウイルス感染症の第4波における感染状況を鑑み、医療・介護・障害福祉サービス提供体制をより確実なものとするため、医療機関、高齢者施設及び障害福祉サービス事業所に対して、防護服、消毒液やグローブ等を配付しました。

また、クラスターなどの緊急時に備え市備蓄分としてフェイスシールドや防護服等を確保しています。

なお、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設等に対して独立行政法人福祉医療機構が行っている融資制度のご案内をしています。

③変異株など新たな新型コロナウイルス感染症に備えて、発熱外来の整備や検査体制の増強、保健所の体制強化などの対策を行って下さい。

(健康福祉局保健所感染症対策課)

本市では、発熱時に市民が安心して受診できる医療体制を確保すべく、発熱患者を受け入れる市内医療機関への協力依頼と支援を継続的に進めています。

検査体制については、従来の衛生研究所における検査の他、民間検査機関のプール検査などの手法を活用することにより、2000件/日を超える検体についても効率的に検査できる体制を確保しています。

体制については、保健所感染症対策課職員の増員をはじめ、繁忙期には各保健センターや局内外各課の応援職員を配置しています。加えて、人材派遣等を活用し、保健所の業務負担軽減を図りながら新型コロナウイルス感染症関連業務に対応しています。

④コロナ渦の下、感染を恐れて医科・歯科医療機関への受診を避けるなどして病状の悪化が懸念されます。また、健診も十分に行なえていません。そうした患者さんの受診を促すために市独自の医療費助成を検討して下さい。

(健康福祉局健康部健康医療推進課、保健所感染症対策課)

重い病状の診療や子どもの定期予防接種などは「不要不急」ではなく、受診促進には、安心・安全に受診いただける環境づくりとその周知が必要であると考えています。これまでも広報紙やホームページ、個別通知等を通じて周知を行っていますが、今後も機会を捉えて周知・啓発を行っていきます。

なお、各種検(健)診を委託している医療機関にも、十分な感染予防対策をお願いするなど、安全に受診できる体制を整えています。

⑤改めて、マイナンバーカードを一律に保険証として利用することを強要しないで下さい。

(健康福祉局長寿社会部国民健康保険課)

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、自発的に利用の初回登録をしていただく必要があります。また、マイナンバーカードを保険証として利用できる環境が整った後も、通常の保険証は引き続き交付・更新します。このため、ご利用になりたい方が、ご利用になりたいタイミングでお使いいただける仕組みとなっています。

⑥国保の財源として、国に一兆円の公費の投入と大阪府には、高すぎる統一国保料の中止を強く求めて下さい。未曾有のコロナ禍の下で、市は、もっと基金を繰り入れて、保険料を下げてください。コロナ関連の減免を拡充し、申請しやすいように、手続きを簡素化して下さい。

(健康福祉局長寿社会部国民健康保険課)

平成30年度からの制度改革により、安定的な財政運営や効率的な事業運営のため、国民健康保険制度が都道府県単位化されましたが、国民健康保険制度の構造的な問題を解決するような抜本的な改革が行われるまでの間、国民健康保険財政は、引き続き厳しい運営を迫られるであろうことが予想されます。

そこで、国庫等の公費負担のさらなる引上げ等により、財政基盤のより一層の強化を図るよう、国に要望しているところです。

また、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申においては、「被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見が付されました。本市としては、この趣旨を踏まえ、大阪府に対して、激変緩和措置のみならず、さらなる財政措置を講じるとともに、保険料率の急激な増加については、府内統一保険料率を踏まえ、府において平準化するような仕組みを検討することなどの意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。

また、保険料率については、令和5年度までは各市町村において独自の激変緩和措置を実施できることとされていますので、基金からの繰入れなどにより、急激な負担増が生じることのないよう、対応していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免については、国の通知に基づき対応しています。申請に際しては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免と、従来の所得減少に係る保険料減免のうち、その額が大きい方を適用できるように、必要な書類を提出いただいております。各世帯の状況に応じて保険料負担をできる限り軽減するための措置でありますので、ご理解ください。

なお今年度は、手続において提出いただく書類を見直し、申請時の負担軽減を図りました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免のみを希望し、従来の所得減少に係る保険料減免との比較を希望しない方については、比較に必要な書類の添付を不要とする運用を行っています。

⑦国による未就学児までの国保料均等割の半額助成(来年4月より実地予定)以上に、市独自に対象年齢の引き上げや、均等割額(加入者一人につき32,142円)の減額を実施し、子育て世帯の負担を軽減して下さい。

(健康福祉局長寿社会部国民健康保険課)

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度について令和4年度からの導入が示されています。

本市としては、国が示す対象年齢、減額割合により実施する予定ですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、財政負担により対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望してまいります。

⑨医療費の一部負担金減免制度（国保法第 44 条）を改善・拡充し、市民に知らせて積極的に適用して下さい。

（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課）

一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成 30 年度から府内統一基準を導入しました。

本市では、平成 29 年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。

一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めていきます。

⑩滞納世帯への機械的な差押えをせず、生活困窮・疾病などの特別事情があるときは保険証を発行して下さい。

（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課）

国民健康保険法に基づき、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められるときは、市町村の判断により、被保険者証を交付できることとなっています。

平成 21 年 1 月 20 日付け国通知においては、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合は、特別の事情に準ずる状況にあることから、緊急的な対応として、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができることと示されています。

本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。

⑪2009 年の新型肺炎流行時に堺市が独自に行ったように、コロナ禍の下、市民すべてに健康保険証が届くようにして下さい。特に、国保の資格証明書を交付されている世帯に保険証を届けて下さい。

（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課）

本市では、いわゆる証の留め置き運用は行っておらず、すべての被保険者に証をお送りしています。資格証明書の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

⑫無料低額診療事業を保険調剤薬局へも適用するように国に求めて下さい。また実施する市内の薬局で調剤処方された場合、調剤費の全部または一部を市が助成して下さい。

（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課）

無料低額診療事業は社会福祉法に規定される事業であり、国が責任をもって対応すべきであると考えます。

本市といたしましては、保険調剤薬局も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項にするなど、国に対する要望をあげているところです。

2 介護保険、高齢者施策に関して

①保険料の減免制度の更なる拡充と利用料の減免制度をつくって下さい。

(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。

また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。

第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから増額改定となりました。本市としましては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い16段階としています。

介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しては、本市も応分の負担を行っています。

②保険給付に対する国の負担割合の引き上げを求め、保険料を引き下げて下さい。

(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い改定を余儀なくされており、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、さらに上昇が見込まれています。

本市におきましては、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望していきます。

③介護事業は、専門職によるサービスを継続し、介護サービスの質を下げないで下さい。

(健康福祉局長寿社会部長寿支援課)

介護予防・日常生活支援総合事業については、従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、市独自の基準によるサービスを実施しており、選択肢を増やしています。今後も国の動向やサービス利用状況等を鑑み、サービスの質を確保していきたいと考えています。

④高齢社会の中で、加齢性難聴者は本人が気づきにくいいため聴力検査・検診の実施及び補聴器購入の助成をして下さい。

(健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課)

加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても高齢者対象の介護予防教室などで、参加者自身の聴力低下により、講師等話し手の声が聞こえづらい等、「聴こえ」への対応が課題となっています。

難聴の自覚や変化への気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、高齢者対象の健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することで、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発に取り組んでいきます。

また、令和2年10月から令和3年3月末まで、堺市介護予防教室参加者404人(平均年齢76.8歳)を対象に、話し手の声を加齢性難聴の方でも聞き取りやすい音質に変換するスピーカーを活用した「聴こえ」に関する実証プロジェクトを実施したところ、対象者の約67%がスピーカーの活用により聴こえが改善したと回答しました。

上記検証結果も踏まえながら、加齢性難聴に対する社会の理解の促進や、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進につなげていきたいと考えています。

なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。

⑤65歳以上の高齢者のゴミ個別収集は、ホームヘルパー利用者という条件をはずして対象枠を広げて下さい。ゴミ出しのできない中高層住宅などには個別に収集して下さい。

また、希望者には見守り等の対応をして下さい。

(環境局環境事業部環境事業管理課)

令和2年度から、これまでの粗大ごみの排出支援に加え、生活ごみ、資源ごみ等の排出サポートを行う『ふれあいサポート収集』を実施しています。

生活ごみ、資源ごみ等については、自らごみを出すことが困難な単身者で、次の①②のいずれかに該当し、かつ、③④のいずれかに該当する方(同居者が高齢者・年少者等で排出が困難な場合を含む)を対象に、週1回、玄関前で収集を行います。なお、2回連続してごみの排出がない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。

①65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方

②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方

③戸建住宅の場合は、通常の排出場所が玄関前でないこと

④集合住宅の場合は、オートロック等がなく、自宅階に行けるエレベータがなく、いつでもごみを出せる集積場がないこと

対象者の条件については、生活ごみや資源ごみのふれあいサポート収集の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。

⑥介護保険に対する不服審査の受付や意見陳述は、大阪市でなく堺市で実施して下さい。
(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

介護保険審査会につきましては、介護保険法第184条及び地方自治法第202条の3の規定に基づき、大阪府において設置、運営されています。

審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営によりますので、ご理解をお願いします。

3 子育て支援に関して

①コロナ禍の下、3密をしいられている学校現場で、子どもたちに大きなストレスがかかっています。オンライン授業だけでは、子どもたちの成長は図れません。小中学校のギガスクール構想に多額の予算をつぎ込むよりも、今こそ教職員の増員などで少人数学級を実現して下さい。

(教育育員会事務局教職員人事部教職員人事課、学校教育部学校指導課、学校管理部学校施設課)

本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。

少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望します。

②子ども医療費助成制度は、一部負担金をなくして下さい。

(健康福祉局長寿社会部医療年金課)

本市の子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。

また、平成18年7月からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。

このように、本市子ども医療費助成制度における一部自己負担については、府内統一の基、実施しているため、一部自己負担額の撤廃については、市単独では困難であると考えています。

③就学援助制度は、認定基準を引き上げて下さい。

(教育育員会事務局総務部学務課)

就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。

今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。

④中学校給食は全員喫食の完全給食で、センター方式にこだわらず自校方式、又は親子方式など、できる所から早急に実施して下さい。小・中学校とも給食費を無償化にしてください。

(教育育員会事務局学校管理部学校給食課、中学校給食準備室)

教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見を踏まえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、給食センターの整備に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組んでいます。

また、学校給食に要する経費は学校給食法に基づき、給食で提供する食材費については、保護者の負担となっていますので、ご理解ください。

⑤子どもの貧困対策は担当課を設置し、学習支援や子ども食堂への援助、学校健診での受診勧奨後の受診状況の把握などの実態把握をした上で、子育て応援の制度を充実して下さい。

(健康福祉局生活福祉部地域共生推進課、生活援護管理課、子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課、子ども家庭課、教育育員会事務局学校教育部学校総務課)

本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の構築に向け、令和3年4月に、組織横断的な子どもの未来応援チームを設置しました。子ども青少年局の子どもの未来応援担当を軸として、健康福祉局、産業振興局、教育委員会事務局にまたがるチームを構成し、関係部局が連携を強化して、子どもの貧困対策に取り組んでいます。

学習支援については、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校在学年齢等の子どもを対象に、学習できる場及び居場所となる場を提供することで、高校の中退防止や子どもの将来の自立に向けた支援を行っております。

子ども食堂については、地域の身近な場所で子どもたちが安心して利用できる居場所として、その活動の輪を広げ、支えるため、「さかい子ども食堂ネットワーク」を構築し、新規開設時の経費補助や食材提供のマッチングなどの様々なサポートを実施しています。

また、教育委員会では、学校検診での受診勧奨後の受診状況は把握しておりませんが、各学校園に対し適切な受診勧奨に努めるよう通知するとともに、保護者の方々には、検診結果とあわせて本市の医療費助成制度の周知を継続しています。

今後も、「堺市子ども・子育て総合プラン」に基づく子どもの貧困対策に資する取組をはじめ、妊娠期から青少年期に至るまで切れ目のない子育て支援の充実に努めます。

⑥保育士の処遇を抜本的に改善するとともに、早期に待機児童を解消して下さい。

(子ども青少年局子育て支援部幼保推進課、幼保運営課、待機児童対策室)

保育士の処遇改善については、国の公定価格において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行うとともに、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っております。

さらに、保育支援者や保育補助者の雇上げに対する補助を行うなど、保育士の業務負担の軽減や働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。

待機児童ゼロの維持に向けて、引き続き各区における保育ニーズの変動の把握に努め、既存施設の増改築、幼稚園の認定こども園への移行促進や認定こども園・小規模保育事業所の創設など、地域の保育ニーズの実情に応じた効果的な手法により、受け入れ枠を確保していきます。

⑦保育料の給食費に滞納があった場合、児童手当から徴収しないで下さい。

(子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課)

本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所等の主食費・副食費について、申出徴収制度を導入する方向で検討しています。

ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収することはありません。

⑧のびのびルームは民間企業への委託をやめ、指導員の処遇を改善し早期に専用教室を確保して下さい。

(教育育員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課)

放課後児童対策事業(のびのびルーム)の運営は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定められた基準により実施しています。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しています。

本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就業規則等により定めています。また、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう予算の確保に努めています。

活動場所は、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としています。

4 障害者施策に関して

①障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害に応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。

(健康福祉局障害福祉部障害支援課)

本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。

量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行っているほか、初度設備に対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。

また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。

令和3年度からは、グループホームにおいて、日常的に医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加し、さらなる機能強化を行っています。

そのほか、重度の障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、ショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受入れた場合に加算を実施するなど機能強化を図っています。

今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めていきます。

②障害福祉事業所でコロナ陽性者がでた場合、クラスター防止のため、一定期間閉所をしますが、通所施設の場合は在宅支援の特例により一定の報酬を確保できますが、放課後デイサービス、ショートステイなどは収入がゼロになり経営が困難になります。移動支援も同様に影響を受けます。居宅支援は障害者の暮らしの維持に欠かすことができない事業です。事業継続のためになんらかの措置を考えて下さい。

(健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課)

本市では、国通知に基づき、利用者の個別の状況や障害福祉サービス事業者の受け入れ体制等の状況により、放課後等デイサービス事業所、短期入所事業所等が、やむを得ず居宅等におけるサービスの提供を行う場合については、事前にその内容を届けていただき、市が認めた場合に報酬算定を可能としています。移動支援についても、市が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えないこととなっています。

③新型コロナウイルスワクチン接種が始まりますが、障害のある方は、援助が必要です。ガイドヘルパーの複数体制や、接種会場などでの時間の工夫など安心安全に接種を受けられる合理的配慮の対応を行って下さい。また、支援者である職員の接種についてもすみやかに実施してください。

(健康福祉局障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課、保健所感染症対策課)

新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場につきましては、どなたでもアクセスしていただきやすいようエレベーターを備えた施設を会場としているほか、車いす等でも移動できる動線の確保や筆談による対応など、来場される方への合理的配慮に努めているところです。

身近な場所で接種していただけるよう、各区に1か所以上の地域会場や医療機関での「集団接種」や大規模接種会場を設けているほか、かかりつけ医などの個別医療機関において接種いただける「個別接種」等の接種体制を整備しております。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いでは、接種会場まで移動する際の外出時の支援や接種会場における必要な援助について、障害福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の利用が可能となっています。

また、生活介護事業所等の通所系サービス事業所内でのワクチン接種の実施が認められています。

さらに、本市では、障害福祉サービス事業所への調査等により把握したワクチン接種が困難な障害者に対し、訪問接種や接種会場等への送迎などのワクチン接種を受けるための支援を実施します。

なお、6月より障害福祉施設等の従事者に対する先行接種を開始しております。

④盲ろう者など、重複障害がある方、強度行動障害など障害の重い人は「病院での対応ができないのでコロナになっても入院できない」と言われました。安心して治療できるように体制も含めて考えて下さい。

(健康福祉局保健所感染症対策課、障害福祉部障害施策推進課)

盲ろう者、重度重複障害者、強度行動障害のある方をはじめとする障害者の入院医療体制については、令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」において、都道府県に対し、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、コミュニケーション支援をはじめ入院中における障害特性についての配慮についての検討が求められているところです。

患者の方の障害特性に応じ、適切に対応できる病院または宿泊療養施設を拡充できるよう、大阪府に対し、要望してまいります。

⑤コロナ禍のため、障害者施設の授産製品の販売やバザーが縮小し、利用者の工賃が激減しています。製品の販路や優先調達などの支援策を講じて下さい。

(健康福祉局障害福祉部障害施策推進課)

本市では、作業所への発注機会の拡大に向けた取組として、本市の各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、その趣旨を理解のうえ障害者就労支援施設等からの物品調達の推進に協力してもらえよう依頼するとともに、作業所で製作した製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催しています。

なお、現在は、授産製品を製作する障害者施設のネットワークが運営するアンテナショップパッセにおいて、インターネットを活用した販売もしています。

また、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信、授産活動に取り組む事業所の交流支援等を行い、工賃の向上に取り組んでいます。

今後につきましても、優先調達や福祉事業所の商品の販売への支援を継続していきます。

5 健診に関して

①がん検診の無償化は、年齢制限（偶数年度など）や期限をつけずに継続して下さい。

(健康福祉局健康部健康医療推進課)

がん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている対象者年齢、及び、実施回数（受診間隔）に基づき実施しています。

また、がん検診の無償化は令和3年度までを受診促進強化期間として実施しているものです。今後については、無償化による効果を検証し、より多くの市民に受診していただくよう検討していきます。

②特定健診の内容を心電図やフレイル検査・聴覚検査など増やして改善・拡充して下さい。受診券は見直して、受診しやすいシステムに改善して下さい。

(健康福祉局健康部健康医療推進課)

特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。

また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しております。

受診券の発行については、医療機関において受診資格の確認が必要なため対象者に送付を行っており、特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットなどを同封しています。対象者へわかりやすい案内をすることで特定健康診査の受診につながるよう、受診券の発行を行っておりますのでご理解をお願いいたします。

③移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムを作して下さい。

(健康福祉局健康部健康医療推進課)

各種検診につきましては、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の多くの協力医療機関で受診できます。加えて、胃、肺、大腸がん検診につきましては、検診車が地域の会館や小学校に出向いて検診を実施しています。

今後も、受診者数の状況をみながら、検診を受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。

6 生活保護に関して

①生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。

(健康福祉局生活福祉部生活援護管理課)

生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。

②扶養照会は申請者の意向を尊重した扱いに改善して下さい。

(健康福祉局生活福祉部生活援護管理課)

生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用してまいります。その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応してまいります。

③新型コロナウイルス感染拡大の下で、厚労省から出された通知にもとづき車の保有や就労支援の在り方などは、柔軟に対応してください。

(健康福祉局生活福祉部生活援護管理課)

厚生労働省からの通知で示されている通り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて就労が途絶えてしまった場合などには、自動車の保有や就労支援について個々の事情を勘案の上、弾力的に運用してまいります。

④ケースワーカーを基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。

(健康福祉局生活福祉部生活援護管理課)

ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施を行うため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど法令遵守の丁寧な窓口対応に努めてまいります。